

法令および定款に基づく インターネット開示事項

- 主要な営業所および工場
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- 新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

小林製薬株式会社

●主要な営業所および工場（2019年12月31日現在）

① 当社

本社	(大阪市中央区)
大阪工場	(大阪市淀川区)
中央研究所	(大阪府茨木市)
東京製品営業所	(東京都江東区)
大阪製品営業所	(大阪府茨木市)

② 子会社

富山小林製薬株式会社	(富山県富山市)
桐灰化学株式会社	(大阪市淀川区)
仙台小林製薬株式会社	(宮城県黒川郡)
桐灰小林製薬株式会社	(兵庫県三田市)
愛媛小林製薬株式会社	(愛媛県新居浜市)
小林製薬ブラックス株式会社	(富山県富山市)
Kobayashi Healthcare International, Inc.	(米国)
上海小林日化有限公司	(中国)
合肥小林日用品有限公司	(中国)
小林製薬（香港）有限公司	(中国)
上海小林製薬商貿有限公司	(中国)
合肥小林薬業有限公司	(中国)
小林製薬（中国）有限公司	(中国)
江蘇小林製薬有限公司	(中国)

●使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,435（557）名	+164（-9）名

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,414（160）名	+68（-32）名	40.4 歳	13.3 年

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

●主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

●新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

●業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務（当社およびその子会社からなる企業集団における業務を含む。）の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 当社および当社グループでは、取締役および従業員が、法令遵守の精神と高い倫理観を持って行動することを「グローバルコンプライアンスポリシー」にて定め、役職員全員に配付する「従業員手帳」に記載します。また、コンプライアンスに関するテストおよびアンケートの実施や集合教育を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上を図ります。

（当該体制の運用状況）

- ・当社および当社グループで定めている「グローバルコンプライアンスポリシー」を「従業員手帳」に記載して役職員全員に配付しています。
 - ・全役職員は毎年「コンプライアンス誓約書」に署名、提出し、会社がこれを保管しています。
 - ・日本国内の役職員を対象とした「コンプライアンス e-ラーニング」をイントラネットで毎月テーマを変えて実施しており、対象者全員が受講しました。
 - ・日本国内の役職員を対象とした「従業員コンプライアンス意識調査」を実施しました。
 - ・国内外の役職員に対する研修として、研修内容および対象者を決めた年間計画を策定のうえ、研修を実施しました。
- ② 年に2回開催される内部統制委員会(取締役会直轄)において、当社および当社グループの内部統制に関する方針・実行計画を決定するとともに、コンプライアンス上の重要な課題について協議し、その結果を適時取締役会および監査役会に報告します。なお、内部統制委員会は、担当役員が委員長を務め、オブザーバーとして社外弁護士、常勤監査役の出席をもって構成・運営します。

（当該体制の運用状況）

- ・内部統制委員会を2回開催し、内部統制推進やコンプライアンス上の重要な課題を協議し、適時取締役会および監査役会に報告しました。
- ③ 社外取締役を選任し、第三者の立場からの監視を受け、また、当社および当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。また、取締役会への助言および提言体制として、外部識者、社外取締役および取締役等によるアドバイザリーボード、報酬諮問委員会、人事指名委員会等を設置しております。

（当該体制の運用状況）

- ・取締役会を毎月開催し、社外取締役および社外監査役より第三者の立場からの監視、助言を得ました。
 - ・アドバイザリーボードを2回、報酬諮問委員会を3回、人事指名委員会を3回開催し、取締役会への助言を行いました。
- ④ 当社および当社グループでは、公益通報者保護法、従業員相談室利用規程に基づき、法令上・企業倫理上

の問題等に関する従業員からの相談・通報窓口として従業員相談室を社内と社外弁護士事務所にそれぞれ設置します。また、当該窓口においては当社および当社グループの退職者並びに取引先の従業員からの相談・通報についても受け付け、情報の早期把握および解決に努めます。

(当該体制の運用状況)

- ・社内と社外弁護士事務所に設置している従業員相談室において、日本国内の従業員からの相談、通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。
- ・外部委託業者に内部通報窓口を設置し、海外関係会社従業員からの通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて適宜これらの規程の見直し等を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・毎月開催した取締役会の資料および議事録は、法令および社内規程に基づき適切に保存、管理しております。
- ② 取締役、監査役または内部監査部門が情報を求めたときは、担当部署は速やかにその情報を提供します。
- (当該体制の運用状況)
- ・取締役、監査役、内部監査部門の求めに従い、担当部署は速やかにその情報を提供しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 経営リスクマネジメント規程に基づき、取締役会直轄のリスク管理委員会にて、当社および当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、取締役会において審議します。

(当該体制の運用状況)

- ・経営リスクマネジメント規程に基づき、全社的なリスクマネジメント取り組みテーマとして10の重点領域を取締役会で決定し、リスク軽減に取り組みました。
- ② リスクマネジメントの推進部署を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、当社および当社グループ各社の横断的なリスクマネジメント体制の整備、検証およびリスク情報の一元管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・全社のリスク情報は当社経営企画部門で一元管理し、関連部門と情報共有の上、連携して対応に取り組んでいます。重大なクライシス発生時には社内規程に基づき危機管理本部を設置し、対応にあたる体制を築いています。
- ③ 平時においては、各部門およびグループ各社において、それぞれがリスクの洗い出しを行いそのリスクの軽減等に取り組めます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部署から必要な情報を収集・整理し、適時グループ執行審議会にそれらの進捗を報告します。この報告は、当該リスク対策が完了するまで継続します。なお、有事においては、危機管理規程に基づき危機管理本部を設置し対応します。また、新型インフルエンザや自然災害等に対応するために、対策マニュアルや事業継続計画(BCP)の作成を実施します。

(当該体制の運用状況)

- ・災害対策プロジェクトを3回開催し、事業所の耐震、強風対策、停電時電源確保、海外現地法人の防災備品配備など、11の課題項目について対応を実施しました。
- ・新型のインフルエンザや自然災害等に対応する対策マニュアルや事業継続計画（BCP）を適宜更新しています。

- ④ 内部監査部門は経営企画部門からリスク管理委員会に報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を代表取締役社長に報告します。また、監査役、リスク管理委員会および各業務執行部門長に適宜報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門はリスクマネジメント体制の状況についてモニタリングを実施し、適宜報告を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会は毎月の定例と臨時を合わせて13回開催し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しました。
- ② 業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、執行役員制を導入しております。職務執行の効率化のため、執行役員制とあわせて事業部制を導入しております。

(当該体制の運用状況)

- ・執行役員制と事業部制を導入することにより、業務執行機能と監督機能の分離、明確化、および職務執行の効率化を図っています。
- ③ 中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定した上で、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、グループ執行審議会で実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。

(当該体制の運用状況)

- ・全社中期経営計画および年度予算を設定し、各部門はその目標達成に向けた具体策を立案して実行しました。また、その実績は適時、グループ執行審議会で報告を受け職務執行の効率化を図りました。
- ④ 取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図り、また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役の任期を1年とし、人数を最適化（社内：4名、社外：3名）することにより、取締役の責任の明確化と職務執行の機動性を確保しました。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社は関係会社管理規程を定め、当社と当社グループ各社間において、業務の適正を図るための指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行う体制を強化します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社と当社グループは関係会社管理規程に基づき、指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行うことにより業務の適正を確保しています。
- ② 内部監査部門は、以下の項目につき当社および当社グループ各社の監査を行い、その結果を毎月代表取締役社長に報告します。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告します。

(1)コンプライアンス監査

(2)内部統制監査

(3)資産の保全

(4)会計監査

(5)危機管理

(6)業務監査

(7)個人情報保護監査

(8)特命監査

(9)その他

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門は、当社および当社グループ各社が業務を適正に遂行しているかどうかの監査を行い、その結果を代表取締役社長との毎月の定例会議で報告しました。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告しております。
- ③ 当社から当社主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、当社グループ各社の健全性を確保します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社から当社主要グループ各社には、それぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣しており、当社グループ各社の健全性を確保しております。
- ④ 当社および当社グループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社および当社グループ各社の取締役は、必要な体制を整備して財務報告の適正性を確認・維持しています。
- ⑤ 当社および当社グループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、取締役および使用人に対しては反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

(当該体制の運用状況)

- ・当社は、大阪府の企業防衛連合協議会や暴力追放推進センターの活動に参加し、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図っており、適宜イントラネットで社内共有しています。こうした啓発活動を継続し、当社グループ全体が反社会的勢力および団体と一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)

監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、「監査役スタッフ」という)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、決定します。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)

監査役スタッフの任命、評価、異動および賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

(当該体制の運用状況)

- ・該当事項はありません。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ① 監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上および企業倫理上の問題に関する事項（従業員相談室の利用状況ならびにその内容を含む）を、当社および当社グループの取締役および該当部署が適時報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役会を13回開催し、当社および当社グループの取締役および該当部署が必要な事項を適時報告しました。

- ② 監査役は、経営に関する重大事項についての情報を得るため、グループ執行審議会および内部統制委員会等の重要会議に出席し、議事録を含む会議資料の提供を受けることができるものとします。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役は、週次開催のグループ執行審議会および2回開催した内部統制委員会をはじめ、各事業本部会等の重要会議に出席し、そこで得た情報を適宜監査役会に報告しました。

- ③ 監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループの取締役または該当部署が速やかに監査役または監査役会に報告します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社および当社グループの取締役または該当部署は、監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項について速やかに報告しました。

- ④ 上記①～③にて監査役に報告をした役職員は当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを当社および当社グループの役職員に周知します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役に報告をした役職員について、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けたとの報告がないことを確認しております。

9. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ① 代表取締役社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に1度、意見交換会を開催します。

(当該体制の運用状況)

- ・代表取締役社長は、常勤監査役との意見交換会を毎月一度、監査役会との意見交換会を四半期に1度開催しました。
- ② 会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に1度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役会は会計監査人との意見交換会を四半期に1度開催しました。このほか、双方の監査業務に活かすために随時必要な意見交換を行いました。
- ③ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行(共同監査)する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役との共同監査を実施し、監査役監査の実効性を高めました。
- ④ 監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役会は、必要に応じて独自に監査業務に関する助言を受ける機会を持ちました。
- ⑤ 監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払います。

(当該体制の運用状況)

- ・監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用は、職務の執行に支障がないように速やかに支払処理をしました。

以上

●連結株主資本等変動計算書

当期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,450	4,183	159,857	△11,763	155,728
当期変動額					
剰余金の配当			△5,346		△5,346
親会社株主に帰属する 当期純利益			19,139		19,139
自己株式の取得				△7,999	△7,999
利益剰余金から 資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	13,792	△7,999	5,793
当期末残高	3,450	4,183	173,650	△19,762	161,521

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	12,636	2	△318	△1,798	10,520	166,249
当期変動額						
剰余金の配当						△5,346
親会社株主に帰属する 当期純利益						19,139
自己株式の取得						△7,999
利益剰余金から 資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	575	△2	△267	309	615	615
当期変動額合計	575	△2	△267	309	615	6,408
当期末残高	13,212	－	△586	△1,489	11,136	172,657

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

1) 連結子会社の数 37社

2) 主要な連結子会社の名称

富山小林製薬(株)、桐灰化学(株)、仙台小林製薬(株)、桐灰小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、小林製薬ブラックス(株)、Kobayashi Healthcare International, Inc.、上海小林日化有限公司、上海小林製薬商貿有限公司、合肥小林日用品有限公司、合肥小林薬業有限公司、小林製薬（香港）有限公司、小林製薬（中国）有限公司、江蘇小林製薬有限公司 等

② 非連結子会社の状況

1) 主要な非連結子会社の名称

小林製薬チャレンジド(株)

2) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

1) 主要な会社の名称

(株)ザ・ファン

2) 持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、株式取得により1社を連結子会社とし、また、連結子会社間の合併により3社を連結子会社から除外しております。

2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち桐灰化学(株)の決算日は6月30日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

主として移動平均法による原価法

2) たな卸資産

たな卸資産は主として次の方法により評価しております。

(イ) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。

在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社の一部は1998年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関係、商標権等に関する無形固定資産については、利用可能期間で均等償却をしております。

3) 長期前払費用

均等償却しております。

4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権の実態に応じて回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 返品調整引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、返品損失に備えるため、返品損失見積額を計上しております。

4) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社のうち一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は、2009年2月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しました。

また、2009年6月26日開催の定時株主総会にて、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払う旨の議案が承認されております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社のうち一部は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。その他の連結子会社の一部は、期末要支給額の100%を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却に関しては、投資の効果が発現する期間を考慮し、発生時以降20年以内で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

⑥ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(6) 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2020年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(7) 表示方法の変更

(「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当連結

会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」3,234百万円が減少、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が1,032百万円増加しており、また「流動資産その他」に含めていた「繰延税金負債」が162百万円減少、「固定負債」の「繰延税金負債」が2,039百万円減少しております。

なお、『税効果会計に係る会計基準』により、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は双方を相殺して表示することから、変更を行う前と比べて資産合計と負債合計はそれぞれ2,201百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	30,142百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,031百万円
(2) 担保資産及び担保に係る債務	
①定期預金	42百万円
担保に係る債務（保証債務）	18百万円
②差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際の担保として供している供託金	80百万円
(3) 保証債務	
被災地中小企業の金融機関からの借入れに対し行っている債務保証	18百万円
(4) 期末日満期手形	
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。	
受取手形	1百万円
支払手形	237百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	82,050,000株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

1) 2019年2月18日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,767百万円
1株当たりの配当額	35円
基準日	2018年12月31日
効力発生日	2019年3月7日

2) 2019年7月31日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,579百万円
1株当たりの配当額	33円
基準日	2019年6月30日
効力発生日	2019年9月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当社定款第42条に基づき、2020年2月19日の当社取締役会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	3,126百万円
1株当たりの配当額	40円
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年3月5日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に政府保証債・地方債・利付国債と業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金の支払期日は6ヶ月以内であり、継続的安定的に発生する外貨建て債務については先物為替予約取引並びにオプション取引を利用してヘッジしております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金並びに設備資金の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	75,580	75,580	－
(2) 受取手形及び売掛金	54,818	54,818	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	54,398	54,398	－
(4) 長期貸付金	572		
貸倒引当金（＊1）	△488		
	83	79	△3
資 産 計	184,881	184,877	△3
(1) 支払手形及び買掛金	8,276	8,276	－
(2) 電子記録債務	8,836	8,836	－
(3) 短期借入金	19	19	－
(4) 未払金	23,814	23,814	－
(5) リース債務（流動負債）	190	191	0
(6) 未払法人税等	4,962	4,962	－
(7) 未払消費税等	1,224	1,224	－
(8) リース債務（固定負債）	682	687	4
負 債 計	48,007	48,012	5

（＊1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金 (4) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務（流動負債）、(8) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、賃貸収益293百万円、賃貸費用101百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結賃貸対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,847百万円	△152百万円	3,695百万円	5,507百万円

(注1) 連結賃貸対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

6. 固定資産の減損損失に関する注記事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
大阪府	事業用資産－その他	建物等、 その他無形固定資産	350
大阪府	事業用資産－その他	のれん	549
大阪府他	事業用資産－製造用設備	工具、器具及び備品等	6
中国	事業用資産－その他	のれん	756
合計			1,663

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社及び連結子会社は、今後の使用見込みが少ない製造用設備については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損しております。超過収益力を見込めないのれんについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損しております。

(3) 減損損失の金額

(単位：百万円)

種類	金額
建物及び構築物	127
機械装置及び運搬具	2
工具、器具及び備品	7
のれん	1,306
その他無形固定資産	220
合計	1,663

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業部毎の資産を基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとにグルーピングを行っており、本社・研究所等については、共用資産としております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

大阪府における事業用資産－その他 建物等、その他無形固定資産及び大阪府他における事業用資産－製造用設備については正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しており、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

大阪府における事業用資産－その他 のれんについては、超過収益力が見込めなくなったことから、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

中国における事業用資産－その他については収益性が著しく低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを13.4%で割り引いて算定しております。

7. 企業結合等関係に関する注記

(取得による企業結合)

日本の健康食品などの製造販売会社の株式の取得

1 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

①被取得企業の名称

株式会社梅丹本舗

②事業の内容

健康食品などの製造・販売

(2)企業結合を行った主な理由

当社が保有するマーケティング力、販売力、研究開発力と、株式会社梅丹本舗が保有するブランド力を融合することで、食品分野においてお客様に新たな価値を提供できると判断し、株式会社梅丹本舗の全株式を取得し、子会社化することといたしました。

(3)企業結合日

2019年5月14日(みなし取得日 2019年6月30日)

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5)結合後企業の名称

株式会社梅丹本舗

(6)取得した議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った主な経緯

現金を対価として株式会社梅丹本舗の全株式を取得したためであります。

2 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年6月30日をみなし取得日としたため、みなし取得日後の業績が含まれております。

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,200百万円
取得原価		1,200百万円

4 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 6百万円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

102百万円

なお、のれんのご金額は確定しております。

(2)発生原因

主として被取得企業が事業を展開することによって期待される超過収益力であります。

(3)償却方法及び償却期間

5年にわたる均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	847百万円
固定資産	901百万円
資産合計	1,749百万円
流動負債	72百万円
固定負債	578百万円
負債合計	651百万円

7 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため記載を省略しております。なお、当該概算額の算定につきましては監査証明を受けておりません。

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

当社は、2018年11月27日開催の当社取締役会において、当社100%出資の連結子会社であるKobayashi Pharmaceuticals of America, Inc.を同100%出資の連結子会社であるKobayashi Healthcare International, Inc.に吸収合併を行う決議をし、2019年1月1日付で吸収合併しました。

1 取引の概要

(1)結合企業の名称及び事業の内容

①結合企業の名称

Kobayashi Healthcare International, Inc.

②事業の内容

持株会社

③被結合企業の名称

Kobayashi Pharmaceuticals of America, Inc.

④事業の内容

主として資産管理業

(2)企業結合日

2019年1月1日

(3)企業結合の法的形式

Kobayashi Healthcare International, Inc.を吸収合併存続会社、Kobayashi

Pharmaceuticals of America, Inc.を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(4)結合後企業の名称

Kobayashi Healthcare International, Inc.

(5)その他取引の概要に関する事項

資産管理会社であるKobayashi Pharmaceuticals of America, Inc.の資金運用機能をKobayashi Healthcare International, Inc.に集約し、資本効率の向上を図り米国における事業展開を促進するためKobayashi Pharmaceuticals of America, Inc.を吸収合併しました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(事業分離)

1 事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

エムエスティ保険サービス株式会社

(2)分離した事業の内容

当社の完全子会社である小林製薬ライフサービス株式会社における保険代理店事業（以下、対象事業という）

(3)事業分離を行った主な理由

顧客サービスの一層の向上や事業の更なる拡大の観点から、対象事業の今後について検討した結果、エムエスティ保険サービス株式会社への譲渡が最適であるとの判断から譲渡を決定いたしました。

(4)事業分離日

2019年4月1日

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2 実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

事業譲渡益 600百万円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

当該事業譲渡において移転した資産及び負債はありません。

(3)会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13

日)に基づき、会計処理を行っております。

3 分離した事業が含まれていた報告セグメント
その他

4 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益
計算書に及ぼす影響の概算額
重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	2,208円94銭
(2) 1 株当たり当期純利益	244円08銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

●株主資本等変動計算書

当期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,450	4,183	－	4,183	340	330	127,192	14,195	142,057
当期変動額									
別途積立金の積立							11,400	△11,400	－
剰余金の配当								△5,346	△5,346
当期純利益								16,800	16,800
自己株式の取得									－
利益剰余金から 資本剰余金への振替									－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	11,400	53	11,453
当期末残高	3,450	4,183	－	4,183	340	330	138,592	14,248	153,511

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△11,763	137,928	12,515	2	12,518	150,446
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△5,346				△5,346
当期純利益		16,800				16,800
自己株式の取得	△7,999	△7,999				△7,999
利益剰余金から 資本剰余金への振替		－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			535	△2	533	533
当期変動額合計	△7,999	3,454	535	△2	533	3,987
当期末残高	△19,762	141,382	13,051	－	13,051	154,433

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式 … 総平均法による原価法

2) その他有価証券

(イ) 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの … 移動平均法による原価法

② たな卸資産

1) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、のれんの償却に関しては、投資の効果が発現する期間を考慮し、発生時以降20年以内で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 返品調整引当金

返品損失に備えるため、返品損失見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

（「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,116百万円が減少、「固定負債」の「繰延税金負債」が2,116百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	13,827百万円
投資不動産の減価償却累計額	579百万円
(2) 担保資産	
①定期預金	42百万円
担保に係る債務（保証債務）	18百万円
②差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する 際の担保として供している供託金	80百万円
(3) 保証債務	
被災地中小企業の金融機関からの借入れに対し行っている 債務保証	18百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	10,377百万円
金銭債務	15,630百万円
(5) 期末日満期手形	
事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
当事業年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。	
受取手形	1百万円
支払手形	189百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	9,794百万円
原材料費及び製品外注費 （製造原価）	37,902百万円
その他の営業取引高	4,784百万円
営業取引以外の取引高	1,634百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

3,886,837株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式等評価損	2,798百万円
退職給付引当金	26百万円
固定資産減損損失	604百万円
未払経費	1,584百万円
賞与引当金	503百万円
たな卸資産評価廃棄損	84百万円
未払事業税	212百万円
返品調整引当金	215百万円
貸倒引当金	743百万円
ソフトウェア開発費	34百万円
その他	695百万円

繰延税金資産小計	7,504百万円
----------	----------

評価性引当額	△4,628百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	2,875百万円
----------	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,473百万円
長期前払費用	△313百万円

繰延税金負債合計	△5,787百万円
----------	-----------

繰延税金負債の純額	△2,911百万円
-----------	-----------

6. 関連当事者との取引に関する注記
 関連会社等

属性	会社の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	富山小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入(注2) 不動産の賃貸(注3) 資金の貸借(注4)	14,104 105 393	買掛金 － 関係会社 短期貸付 金(注4)	5,206 － 407
子会社	仙台小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入(注2) 不動産の賃貸(注3) 資金の貸借(注4)	10,430 236 108	買掛金 － 関係会社 短期貸付 金(注4)	3,820 － 625
子会社	桐灰化学(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売(注2) 資金の貸借(注4)	5,390 1,145	売掛金 関係会社 短期借入 金(注4)	1,166 1,120

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 3. 賃貸料については、近隣の価格を参考にして双方が協議の上決定しております。
 4. 貸付金・借入金については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

7. 固定資産の減損損失に関する注記事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府	事業用資産－製造用設備	工具、器具及び備品	百万円 4
合 計			4

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は、今後の使用見込みが少ない製造用設備については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額
工具、器具及び備品	百万円 4
合 計	4

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業部毎の資産を基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとにグルーピングを行っており、本社・研究所等については、共用資産としております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産－製造用設備については、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しており、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,975円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	214円25銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。